

管理 No.

g021

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署: 子ども未来部子ども育成課

(認定給付係 / 内線: 3723)

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	児童扶養手当の支給の制限(父又は母の扶養義務者に対する支給制限)	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)
	根拠規定条項	第 10 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号) 児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)
	基準規定条項	法(第 10 条)・施行令(第 2 条の 4 第 5 項 第 3 条 第 4 条)
	処分基準	父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 5 項に定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しない。
※裏面に続く		
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	<p data-bbox="309 300 632 331">【根拠法令】児童扶養手当法</p> <p data-bbox="309 396 1481 568">第十条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。</p>